

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案の  
ご意見の募集について

令和7年7月4日  
九州運輸局

九州運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年7月4日（金）から令和7年8月4日（月）まで

※郵送の場合は同日必着とします。

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に日本語にてご記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「九州運輸局海事振興部旅客課」あてにご提出願います。

なお、電話又はFAXによる意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式）

電子メールアドレス：qst-k-kaiji-ryokuyaku@ki.mlit.go.jp

九州運輸局海事振興部旅客課 あて

(2) 郵送の場合

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

九州運輸局海事振興部旅客課 あて

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのもの

のかを確認させていただく場合に利用するものであり、本案に対する意見公募に関する業務以外で利用することはありません。

5. 問い合わせ先

九州運輸局海事振興部旅客課

TEL : 092-472-3155